

「婦人保護をめぐる二元的法体制」論

—男女共同参画法体制と売春防止法体制：婦人保護事業の不明確な法的位置—

十文字学園女子大学 片居木 英人 (会員番号 001716)

キーワード：男女共同参画社会基本法、売春防止法、婦人保護事業

1. 研究目的

筆者は、男女共同参画社会基本法成立・施行後1年の2000年、日本社会福祉学会第48回全国大会「女性福祉」分科会において、「性差別禁止立法と社会福祉立法両体系の連結性不明化の問題構造—女性福祉の法体系をどう組み立てていくか—」というテーマで口頭発表を行った。15年前のことである。その際、「女性の人権が推進・擁護される社会の形成のためには、性差別禁止立法体系（総理府男女共同参画室 - 当時）、社会福祉立法体系（厚生省社会援護局保護課 - 当時）という、旧態依然の“縦割りの”行政組織や構造からの発想と視点を超えることが必要不可欠な条件と言える。両体系を連結させていく積極的な意欲とその政策方向から、女性福祉立法体系の輪郭を形づくっていくことが可能となるのではないだろうか。」との問題提起を行った（日本社会福祉学会第48回全国大会研究報告概要集、2000年、332ページ参照）。また、昨年の本学会第62回秋季大会「女性福祉・ジェンダー」分科会では、「婦人保護事業をめぐる売春防止法とDV防止法の齟齬—要保護女子の保護更生と暴力被害女性の保護・自立支援との乖離状況—」として口頭発表を行い、婦人保護行政内で発せられた一連の「通知」を考察し、「要保護女子から婦人保護事業の対象者へ」の拡大解釈や売春防止法の「解釈改法」の行政的手法、すなわち通達行政レベルにおける“対象者継ぎ足し列举方式”の限界を指摘し、DV防止法に大きく傾斜していく婦人保護事業のあり方の問題点を衝いた（日本社会福祉学会第62回秋季大会口頭発表要旨集2014年、参照）。

現在、婦人保護をめぐっては、男女共同参画社会基本法とDV防止法が親近性をもって一体となった、「男女共同参画法体制」ともいえるべき法体制が形成、機能している。またこれは別個に、売春防止法（1956年）—婦人補導院法（1958年）—更生保護法（2008年）が一環となって、一つの法体制が形成、運用されている。いわば「売春防止法体制」ともいえるものである。二つの法原理的乖離のなかでそれぞれに展開されている法構造を「男女共同参画法体制」と「売春防止法体制」の二つの法体制と把握し、「婦人保護をめぐる二元的法体制」論として提唱、問題提起をしたい。

今回の研究報告は、この「婦人保護をめぐる二元的法体制」論が、婦人保護事業の不明確な位置状況やその動態に対する分析・認識枠組みとして有効であること、また乖離的二元の法体制をいかに一元化へと向かわせていくことができるのか、あるいは二つの法体制をどのような立法政策で連結し得るのか、その合理的解決を目指す研究運動上の実践的意味を有するものであることを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

まず、「二つの法体制」論であるが、この理論的枠組み自体は、安保闘争の憲法研究運動なかで憲法学者の長谷川正安氏により「二つの法体系」論として提示されたものである（長谷川正安「安保体制と憲法」長谷川正安・宮内裕・渡辺洋三編『安保体制と法』三一書房、1969、所収）。長谷川氏は1952年以後、日本は安保法体系と憲法体系という根本的に矛盾する二つの法体系が併存してきており、日米安保体制のもとでは、国家主権、議会主権、民主主義という日本国憲法の諸原則が著しく侵害されていることを指摘、安保体制下、帝国主義に反対し、独占に反対する国民の意思が法規範となって定着し、法制度を動かしていく思想闘争の重要性を説かれた。

長谷川氏の「二つの法体系」論を援用させていただきつつ、「婦人保護をめぐる二元的法体制」論を展開するという研究の視点と方法をとることにする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会「研究倫理指針」、第2「指針内容」、A「引用」項目1~4の遵守。

4. 研究結果

婦人保護事業は、売春防止法が規定する要保護女子（性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子）の保護更生を担うものとしての役割が付与され、売春防止法体制の中核的社会福祉事業として始動したものである。ところが「女性に対する暴力」が国際的・国内的な女性の人権問題となり、それへの取り組みの重要性が明らかになるなか、「被害者の救済」を意識した男女共同参画社会基本法が成立・施行、続いて、暴力被害女性の保護・自立支援のための施策を講ずるとするDV防止法が誕生（2001年）、また婦人保護の通達行政により、婦人保護事業には新たに「配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割」が付与される。売春防止法体制と乖離した、異なる公共性をもつ男女共同参画法体制が起動することになる。売春防止法体制内の本来的固有の「婦人保護事業」が、男女共同参画法体制内のDV防止法の「婦人保護事業」活用によって肥大化させられている状況が生じている。二つの法体制の作動により婦人保護事業が不明確な法的位置におかれるのも当然の結果であると結論できる。

5. 考察

婦人保護事業の対象を「本来ケース」から「一般ケース」へと拡大させ、要保護女子像を超越し、差別性の残る売春防止法体制と婦人保護事業はそのままに、男女共同参画法体制内のDV防止法によってその婦人保護事業に「配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割」をも担わせる法構造と通達行政による売春防止法の拡大解釈の積み重ねが、婦人保護事業の混迷を一層深めているといえる。ここに矛盾的・乖離的二元を解消させる実践的課題として、両法体制の一元化、あるいは両者をつなげる基本法としての「女性福祉法（仮称）」の定立が指向されることになる。女性の人権問題として通底させ、婦人保護事業を「女性福祉事業」として再構成し、問題対象別の課題・専門性・役割を整理、両法体制を整合させ連結させる制度設計が進められなければならないと考察する。